

令和5年（ラ）第872号 移送決定に対する抗告事件（原審・東京地方裁判所令和5年（モ）第489号、基本事件・同裁判所令和5年（ワ）第1801号）

決 定

5

抗告人（基本事件原告） 木 下 喬 弘
(以下「抗告人木下」という。)

10

抗告人（基本事件原告） 忽 那 賢 志
(以下「抗告人忽那」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 山 本 飛 翔
兵庫県宝塚市安倉南1-6-5

相手方（基本事件被告） 宮 澤 大 輔

15

主 文

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨

20

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の移送申立てを却下する。

第2 事案の概要

25

- 1 基本事件は、抗告人らが、相手方のTwitter（以下「ツイッター」という。）上の14件の投稿記事（訴状別紙の投稿記事目録1～14。以下、個別にいうときは「投稿記事1」などと表記する。）により、抗告人らの名誉権又は名誉感情が侵害されたと主張して、相手方に対し、不法行為に基づく損害賠償金各20

0万円と遅延損害金の支払を求めた事案である。

原告人らは、東京地方裁判所に基本事件の訴えを提起したところ、相手方は、民訴法16条1項又は17条に基づき、基本事件を相手方の住所を管轄する神戸地方裁判所伊丹支部に移送するよう求めた。

5 2 原審は、基本事件を神戸地方裁判所に移送する旨の決定をした。

3 原告人らが、原決定を不服として、本件抗告を提起した。抗告理由は、別紙即時抗告申立書の「第3 抗告の理由」及び別紙抗告人第1主張書面のとおりである。

第3 当裁判所の判断

10 当裁判所も、基本事件を神戸地方裁判所に移送すべきと判断する。理由は以下のとおりである。

1 基本事件の管轄裁判所について

(1) 民訴法4条1項（普通裁判籍）による管轄裁判所

15 基本事件被告の住所地は兵庫県宝塚市であるから、民訴法4条1項により、神戸地方裁判所が管轄権を有する。

(2) 民訴法5条1号（財産権上の訴え）、同条9号（不法行為に関する訴え）及び同法7条（併合請求における管轄）による管轄裁判所

20 ア 原告人らは、民訴法5条9号の「不法行為があった地」は不法行為の行われた地のみならず損害発生地も含むところ、相手方のツイッターの投稿記事は東京地方裁判所の管轄区域内で閲覧可能であり、したがって、同区域内は損害発生地と言えるから、東京地方裁判所に民訴法5条9号の管轄権があると主張する。

25 しかしながら、民訴法5条9号が「不法行為に関する訴え」を不法行為地を管轄する裁判所に提起することができるとして、特別裁判籍を認めた趣旨は、不法行為地には不法行為に関する証拠が存するから、不法行為地を管轄する裁判所に訴え提起を認めることが審理の便宜に資するという点、不法行

為地に被害者の住所地があることが多いから、不法行為地を管轄する裁判所に訴え提起を認めることが迅速な被害の回復に資するという点にあると解される。

そして、ツイッター上の投稿記事をインターネットで閲覧することができる場所を損害発生地として民訴法5条9号による管轄権を認めるとすれば、その場所が日本国内であれば日本全国の全ての裁判所に管轄権が認められ得ることになるが、そのような解釈は、特別裁判籍を認めた上記趣旨に沿わないというべきである。また、被告が自身の住所地（民訴法4条の普通裁判籍）でも、義務履行地（民訴法5条1号）でもない土地を管轄する裁判所で応訴を強いられる可能性があり（民訴法17条による移送が認められるとは限らない。）、予測可能性、当事者の衡平の観点からも相当性を欠く。

以上によれば、基本事件について、東京地方裁判所には民訴法5条9号による管轄権はないというべきであり、抗告人らが種々主張するその余の点を検討しても、上記判断は左右されない。

イ 基本事件のうち、抗告人忽那を原告、相手方を被告とする部分について

抗告人忽那の住所地は大阪府豊中市であるから、民訴法5条1号及び同条9号により、同市を管轄する大阪地方裁判所が管轄権を有する。

ウ 基本事件のうち、抗告人木下を原告、相手方を被告とする部分について

抗告人木下はアメリカ在住であり、日本国内には住所がなく、したがって、民訴法5条1号及び同条9号による管轄裁判所はない。

もともと、抗告人木下は、抗告人忽那とともに基本事件の訴えを提起している（主観的共同訴訟）。そして、抗告人木下の請求のうち、投稿記事13、14に関する部分は、ツイッター上の各投稿記事で抗告人ら両名の名誉感情を侵害したと主張するものであるから、少なくとも、投稿記事13、14については、民訴法7条後段により大阪地方裁判所が管轄権を有する。

2 基本事件を移送する裁判所について

- (1) 東京地方裁判所に管轄権がないことは前記 1 (2)アのとおりであるから、管轄
違い（民訴法 1 6 条 1 項）により、管轄裁判所に移送すべきことになる。

5 そして、本件では、神戸地方裁判所と大阪地方裁判所に管轄権があることか
ら（前記 1 (1)、(2)イ及びウ）、民訴法 1 7 条の趣旨に照らしていずれの裁判所に
移送するのが相当か検討する。

- (2) 抗告人らは、東京地方裁判所での審理が認められないのであれば、基本事件
を大阪地方裁判所に移送すべきであると主張する。

10 そこで検討すると、基本事件では、抗告人らが 1 4 件の投稿記事について名
誉権又は名誉感情の侵害による不法行為を主張しているのに対し、相手方は不
法行為の成立を争うことが予想され、受訴裁判所は、基本事件を弁論準備手続
又は書面による準備手続（以下「弁論準備手続等」という。）に付して基本事件
を進行させることが想定される。そして、相手方は基本事件を本人訴訟で応訴
していることから、相手方は、弁論準備手続等の期日に、実際に受訴裁判所に
出頭する必要性が高い。

15 これに対し、抗告人らは弁護士（抗告人ら代理人弁護士）に訴訟遂行を委任
していることから、弁論準備手続等の期日に抗告人らが実際に出頭する必要性
は高いとはいえない。また、抗告人らの訴訟代理人は、東京都内の代理人事務
所からウェブ会議や電話会議により弁論準備手続等の期日に参加することが
可能である（仮に、抗告人ら本人が訴訟代理人とともに弁論準備手続等の期日
20 に出頭する必要性が生じた場合も、抗告人らも東京都内の代理人事務所から参
加することが可能である。抗告人忽那は大阪と東京とを往復する生活を送り
（甲 2）、抗告人木下は米国と東京とを行き来している（甲 3）のであるから、
東京都内の代理人事務所から弁論準備手続等の期日に参加するとしても、特段
の不利益はうかがわれない。）。

25 したがって、訴訟の著しい遅滞を避け、当事者間の衡平を図るという民訴法
1 7 条の趣旨に照らし、基本事件を移送する裁判所は、相手方の住所地を管轄

する神戸地方裁判所とするのが相当である。なお、相手方は、神戸地方裁判所伊丹支部への移送を求めているが、本庁と支部との間では、同一裁判所内の事務分配の問題が生じるにすぎず、これは管轄の問題ではない。

5 そして、抗告人らが種々主張するその余の点を検討しても、当裁判所の判断は左右されない。

第4 結論

以上によれば、基本事件を神戸地方裁判所に移送するとした原決定は相当であり、本件抗告はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

10 令和5年6月14日

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官

相 澤 眞



15 裁判官

河 村



裁判官

佐 々 木 健



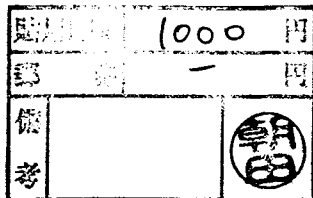
(別紙)



正本

抗告人 木下喬弘 外1名

相手方 宮澤大輔



即時抗告申立書



令和5年3月27日

東京高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 山 本 飛



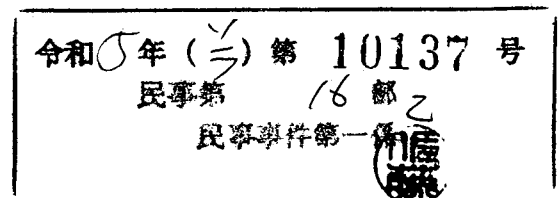
別紙当事者目録記載の当事者間の東京地方裁判所令和5年（モ）第489号移送申立事件（基本事件：令和5年（ワ）第1801号損害賠償等請求事件）について、同裁判所が令和5年3月20日にした後記決定は不服であるから、即時抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

本件を神戸地方裁判所に移送する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す
- 2 相手方の移送申立てを却下する
との裁判を求める。



第3 抗告の理由

- 1 基本事件は東京地方裁判所の管轄に属すること

原決定は、「『不法行為があった地』とは、不法行為を組成する要件事実の

発生した土地をいうのであって、不法行為の行われた地のみならず損害発生地を含むと解される」（２頁９～１１行）とし、「東京地方裁判所の管轄区域内において問題となった記事を読覧可能であったことや、実際に読覧した第三者がいたことはいかがわれる」（２頁２３～２４行）と認定しつつも、「不法行為があった地」の趣旨について、「『不法行為があった地』には不法行為に関する訴訟資料や証拠方法が存在するのが通常であり、審理において便宜である点及び被害者もその地に居住している場合が多く、被害者の提訴負担の軽減を図る点にある」（２頁１２～１５行）と解し、「『不法行為があった地』に該当するというためには、インターネットを経由した当該記事の読覧が抽象的に可能な場所であることや、当該記事を読覧した第三者が所在したことでは足りない」（２頁１９～２１行）として、基本事件は東京地方裁判所の管轄に属さないとする。

しかし、次に述べるとおり、原決定には理由がない。

まず、原決定も認定するとおり、「不法行為があった地」とは、不法行為を組成する要件事実の発生した土地をいうのであって、不法行為の行われた地のみならず損害発生地を含むところ、「東京地方裁判所の管轄区域内において問題となった記事を読覧可能であったことや、実際に読覧した第三者がいた」以上、抗告人が主張する名誉権又は名誉感情の侵害は、東京地方裁判所の管轄区域内で発生しており、東京地方裁判所の管轄区域内に「不法行為があった地」があると認められる。

また、「不法行為があった地」の趣旨について、仮に原決定の認定に従い、その趣旨が被害者の提訴負担の軽減にあるとするならば、被害者たる抗告人が東京地方裁判所での審理を望み提訴しているにもかかわらず、被害者の提訴負担の軽減に資さないとして、東京地方裁判所の管轄区域内で抗告人が主張する名誉権又は名誉感情の侵害がなされているにもかかわらず、東京地方裁判所の管轄区域内に「不法行為があった地」はないと解釈することは、民

事訴訟法5条9号の趣旨に反する解釈と言わざるを得ない。

なお、原決定は、上記解釈の理由の1つとして、「被害者もその地に居住している場合が多く」ということも挙げるが、不法行為の被害者の居住地については、民事訴訟法5条1号の義務履行地として管轄が認められるため、「不法行為があった地」の解釈において特段の考慮を要する事項ではない。また、原決定は、被害者の居住地であれば「不法行為があった地」であると解釈しているように見受けられるが、被害者の住所地は不法行為に基づく損害賠償の義務履行地であり、民事訴訟法第5条第1号に基づき、財産権上の訴えとしての管轄が認められることに鑑みれば、仮に申立人の主張のとおり、被害者の常居所地を基準として結果発生地と解すると、被害者救済のために不法行為地に管轄を認めた民事訴訟法第5条9号が同条1号と別個に設けられている意義の大部分が没却されてしまう。さらに、かかる原決定の解釈は、法の適用に関する通則法19条が「他人の名誉又は信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法（被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事業所の所在地の法）による」として、敢えて特則として「常居所地」に限定しているの対し、民事訴訟法5条9号が被害者の常居所地に限定する文言を入れていないことも整合しない。

よって、東京地方裁判所の管轄区域内に「不法行為があった地」があり、基本事件は東京地方裁判所の管轄に属する。

なお、申立人らが原告となり、本件の基本事件と同じく、Twitter上の誹謗中傷を理由とする損害賠償請求訴訟を大阪に在住する者を被告として提起した別件（東京地裁令和4年（ワ）第70120号 損害賠償等請求事件）では、東京地方裁判所に管轄が認められることを当然の前提として現在審理がなされている。

2 東京地方裁判所において審理することが、訴訟の著しい遅滞を避け、また、当事者間の衡平を図るために必要であること

原決定は、仮に、基本事件について東京地方裁判所の管轄に属するという余地があるとしても、「申立人（注：本申立事件の相手方）の住所地を管轄する神戸地方裁判所（伊丹支部）において審理することが、訴訟の著しい遅滞を避け、また当事者間の衡平を図るために必要である」（3頁22～24行）と認定する。

しかし、以下で述べるとおり、東京地方裁判所における審理が便宜であり、当事者間の衡平を図るために必要である。

まず、抗告人忽那賢志は、業務において大阪と東京を週に何度も往復しており、裁判所の開廷時間において、業務地である東京及び大阪のいずれからも離れている神戸地方裁判所伊丹支部に出頭するよりも、東京地方裁判所に出頭する方が簡便である。

また、抗告人木下喬弘については、米国において在住・勤務しているところ、日本に帰国する際は、東京に所在する省庁への情報提供やメディアへの出演を行う目的がほとんどであり、そのために帰国には羽田空港ないし成田空港を利用しており、神戸地方裁判所伊丹支部に出頭するよりも、東京地方裁判所に出頭する方が簡便である。

さらに、上記の事情に加え、原決定も認めるとおり、「不法行為があった地」の趣旨は被害者の提訴負担の軽減にあるところ、民事訴訟法5条9号に基づき東京地方裁判所に管轄が認められる場合に、当事者間の衡平を理由に、他の裁判所（特に被告の居住地の管轄裁判所）への移送を容易に認めてしまうと、原決定も認める、被害者の提訴負担の軽減という民事訴訟法5条9号の趣旨を没却しかねない。

なお、原決定は、「本人尋問が必要となる可能性も否定できない」ことを神戸地方裁判所（伊丹支部）における審議が便宜である理由の1つとして挙げる

が（３頁９～１２行）、次に述べるとおり失当である。まず、本人尋問については、裁判所が相当と認めるときには、当事者本人の尋問に代えて書面の提出をさせることも認められているのであるから（民事訴訟法２７８条）、民事訴訟法２７７条に基づく陳述擬制を併せ利用することで、必ずしも兵庫県に居住する相手方が出頭する必要があるとはいえない（東京地決平成２６年９月５日（平成２６年（ソ）６１号）参照）。また、尋問を行うとしても、争点整理後の尋問期日は、１、２回で足りると思われるところ、交通手段の発達した現代において、兵庫県内に居住する相手方が東京地方裁判所に出頭することが格別困難とまでは言い難いのであるから、直ちに基本事件を東京地方裁判所で審理することによって、訴訟の著しい遅滞を生じるとも、当事者間の衡平を失わせるとも認めることができない（東京地決平成２６年９月５日（平成２６年（ソ）６１号）参照）。仮に、これらにかかわらず、出頭は負担であるとしても、本人尋問が実施される場合には、原被告間の従前のやりとりの立証や損害額の立証のために、原被告双方の本人尋問がなされる可能性が高いところ、仮に東京地方裁判所での尋問の実施が相手方（被告）に過大な負担だとすると、神戸地方裁判所（伊丹支部）で尋問を実施すれば、大阪及び米国在住の原告にとっても過大な負担が生じることに変わりはなく、当事者間の「衡平」の観点から決め手になる事情とはいえず、相手方（被告）の不利益だけを考慮している原決定は失当である。

よって、訴訟の著しい遅滞を避け、また当事者間の衡平を図るために神戸地方裁判所（伊丹支部）において審理することが必要とはいえない。

3 予備的主張（大阪地方裁判所で審理すべきこと）

仮に東京地方裁判所における審理が認められない場合には、抗告人は、予備的主張として、大阪地方裁判所への移送を求める。

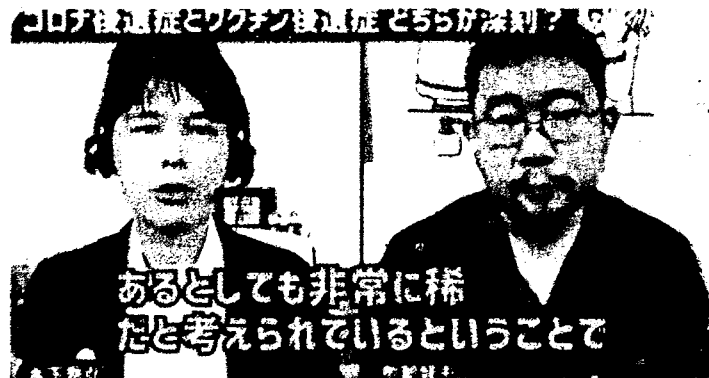
すなわち、抗告人忽那賢志は、大阪府に住所を有するところ、基本事件で抗

告人忽那賢志が主張する不法行為の損害賠償請求の義務履行地は被害者である忽那賢志の住所地である（民法484条）。そのため、民事訴訟法5条1号の義務履行地として、大阪地方裁判所に管轄が認められる。

また、大阪地方裁判所は、相手方の住所である兵庫県に隣接する大阪府に所在しており、原決定の理由付けを考慮しても、相手方の出頭の負担は大きくなく、さらに、大阪は抗告人忽那賢志の住所地であるため、不法行為に係る訴訟資料が大阪地方裁判所の管轄区域内に所在するといえる。また、相手方の住所地に最も近い神戸地方裁判所（伊丹支部）での審理を認める場合、相手方の出頭の負担は著しく小さいところ、申立人代理人の事務所は東京都に所在するところ、申立人代理人が東京から神戸地方裁判所（伊丹支部）まで毎回出頭することは、著しい負担が生じる（東京駅から神戸地方裁判所伊丹支部との往復で、新幹線を利用して概ね7時間を要する）ところ、大阪地方裁判所での審理であれば、相手方の負担はさほど増加しない一方、申立人の負担は若干は軽減される。なお、原決定は、「申立人（注：本申立事件の相手方）は、現時点では基本事件の訴訟遂行を代理人弁護士に委任していないことからすると、当事者間の衡平については慎重な考慮を要する」（3頁16～18行）とするが、相手方は以下で示すように、基本事件の対応のためのカンパを募っているにもかかわらず、敢えて代理人弁護士に委任していないだけであり、考慮すべき事情とはいえない。

宝塚の宮澤大輔医師・コロナワクチン年齢別派Daisuke Miyaza...
@blanc0981

こびナビ 木下喬弘氏と忽那賢志氏から名誉棄損で提訴されました
私は政府の不正直な説明、子供のワクチンに警鐘を鳴らす目的で全身全霊
で戦って来ました。
内容はこちらです。
皆様のご支援よろしくお願いいたします。



note.com

忽那賢志氏とこびナビ 木下喬弘氏から連名で名誉棄損で民事訴訟されました...
組織的なスラップ訴訟（言論封じ）だと考えます。請求された額は二人合わせて
560万円です。私としては子供のワクチンに警鐘を鳴らす目的で戦って来ま

午後9:46・2023年2月15日・215.3万 件の表示

2,791 件のリツイート 242 件の引用 1万 件のいいね 266 Bookmarks

(https://twitter.com/blanc0981/status/1625838972382613505?s=46&t=DrYz4xDvOS7u5_r-aDIebAより引用)

そのため、訴訟の著しい遅滞を避け、また当事者間の衡平を図るために大阪
地方裁判所において審理する必要がある。

よって、仮に東京地方裁判所で審理すべきではないと判断される場合におい
ては、民事訴訟法17条に基づき、基本事件を大阪地方裁判所に移送するの
が相当である。

以 上

令和5年(ラ)第872号 移送決定に対する抗告事件

(基本事件 令和5年(ワ)第1801号損害賠償等請求事件)

抗告人(原告) 木下喬弘 外1名

相手方(被告) 宮澤大輔



抗告人第1主張書面

令和5年6月5日

東京高等裁判所第9民事部 御中

抗告人(原告)代理人弁護士 山 本 飛



上記当事者間の頭書事件について、抗告人(原告)は、相手方(被告)の令和5年5月10日付答弁書に対し、必要な限りにおいて、以下のとおり反論する。

第1 「1『基本事件は東京地方裁判所の管轄に属すること』への反論」に対して

相手方は、「名誉毀損感情の毀損」(原文ママ)に着目し、抗告人忽那賢志については、名誉感情侵害の結果発生地である被害者の住所地を基準に管轄を決定すべきと主張し、原決定の判断は正しい旨主張する(答弁書2頁12行～末行)¹。相手方の名誉感情侵害の損害発生地の考えについて理由はないが、この点を措くとしても、かかる主張は、抗告人の予備的主張に係る大阪地方裁判所での審理を認めるとの結論の裏付けにはなるものの、神戸地方裁判所に管轄を認めるとの原決定の判断の裏付けにはなるものではない。

¹ この反論の可否は措くとしても、かかる主張により、相手方は、少なくとも、大阪地方裁判所に管轄が認められることを認めていることを念のため付言する。

また、相手方は、「仮に原告が主張する名誉毀損が一部認められ²、閲覧した第三者が東京を含む日本中に存在しうるとしても、原決定の通り、その中で特に東京に名誉毀損の結果発生地としての特段の理由や優位性はない」と主張する（答弁書3頁4～8行）。この点について、相手方の「特に東京に名誉毀損の結果発生地としての特段の理由や優位性はない」との主張は、東京が結果発生地に含まれる³ことを前提に、他の管轄が認められる地域よりも東京には審理すべき場所としての優位性がないとの主張と解される。そのため、少なくとも名誉毀損に係る訴えとの関係では、東京地方裁判所に管轄があること自体は相手方は争っていないものと解される。

そして、数個の裁判所が同一事件につき管轄を有する場合において、原告はいずれか1個の裁判所を任意に選択して訴えを提起することができ（いわゆる競合管轄）、また、基本事件における名誉毀損に係る請求及び名誉感情侵害に係る請求は、共に同一の事実関係に基づく請求であり、両請求間に密接な関連があるため、相手方が認めるように名誉毀損に係る請求について東京地方裁判所に管轄が認められる以上、名誉感情侵害に係る請求についても東京地方裁判所に管轄が認められる（民事訴訟法3条の6本文）。

したがって、民事訴訟法5条9号に基づき、基本事件が東京地方裁判所の管轄に属することは明らかである。

第2 「2 『東京地方裁判所において審理することが、訴訟の著しい遅滞を避け、また、当事者間の衡平を図るために必要であること』への反論」に対して

² なお、本案上の主張が認められる心証が得られることまでは必要とされないことについて、民事訴訟法5条9号の「不法行為があった地」に争いがある場合であっても、外形的な実行行為地・損害発生地であるとの客観的事実関係についての心証を裁判所が得られればそれで足り、不法行為の要件（故意過失、違法性、因果関係等）をすべて満たしているとの判断までは必要なく、その点の審理は本案審理に委ねられることにつき、最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁参照。

³ なお、相手方はこの点に反論をしていないが、民事訴訟法5条9号の被害者の提訴負担軽減の趣旨と、法の適用に関する通則法19条と民事訴訟法5条9号の文言の相違を整合的に解釈するためには、インターネット上の名誉毀損についての「不法行為があった地」のうちの結果発生地は被害者の居住地に限られないと解さざるを得ない。

まず、抗告人忽那賢志及び抗告人木下喬弘にとって、東京地方裁判所での審理が便宜であることを裏付ける事実関係に関する証拠として、甲第2号証及び甲第3号証を提出する。すなわち、抗告人忽那賢志は、単身赴任をしており、家族は東京に住んでいるため、毎週末（金・土・日）は東京に戻り家族とともに過ごしているのみならず、学会や講演、研究班の班会議などの仕事が多く、月に4回程度は東京で仕事をしている。また、抗告人木下喬弘は、日本への帰国時は仕事の依頼のある場所に訪れるところ、東京圏内での仕事も多く（例えば、六本木にあるテレビ朝日でAbema Primeに何度も出演しており、また、2021年7月15日にも柏市でワクチン接種業務を担当している）、それゆに帰国便としてはボストン→成田便ないしニューヨーク→羽田便を使用し、そのまま首都圏に宿泊するが多い。なお、相手方からは、抗告人木下喬弘の妻の実家の所在地を問題とされているが、抗告人木下喬弘が、時折、妻の実家へ一時的に立ち寄ることはあっても、東京での仕事に支障が生じてしまうため、そのために宿泊地を選ぶことはない。

また、抗告人木下喬弘の戸籍上の名前については、認否の必要性はないものと思料するが、念のため回答すると、切通喬弘が戸籍上の氏名で（「切通」は抗告人木下喬弘の妻の姓）、木下喬弘は職務上の通称である（「木下」は旧姓）（甲3）。

そして、兵庫県・東京間の移動について、相手方は、抗告人の主張が矛盾すると主張するが、不法行為の加害者と主張される者がその対応のために移動することについて「格別の困難とはいえない」ということと、被害救済を求めて訴える者が同区間を移動することについて「著しい負担が生じる」ということは、矛盾しないものといえる。なお、相手方は、「申立人」（注：抗告人の誤記と思われる）代理人はビデオ会議システムを利用できるため神戸地方裁判所伊丹支部への出頭の必要はないとするが、この主張に理由があるとするならば、相手方においてもビデオ会議システムを利用すれば、東京地方裁判所へ毎回出頭せずとも良いことになるため、神戸地方裁判所伊丹支部での審理を認めるべき理由にはならない。この点について、ビデオ会議システムを有さない個人には金銭的負担が生じる旨主張するが（答弁書

6頁9～10行)、裁判所で利用される Microsoft 社の Teams でのウェブ会議は、無料プランでも利用可能であり(甲4)、抗告人がビデオ会議システムを利用できない理由にはならない。

したがって、抗告人が東京地方裁判所での審理を望み、東京に所在する代理人を選任している本件において、被害者救済のために不法行為地に管轄を認めた民事訴訟法5条9号が同条1号と別個に設けられている意義の大部分が没却されないためにも、東京地方裁判所での審理を行うべきであり、「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」に神戸地方裁判所に移送すべき理由はない。

第3 「3『予備的主張(大阪地方裁判所で審理すべきこと)』への反論」に対して

まず、相手方は、抗告人忽那賢志に係る訴えについて、義務履行地として大阪地方裁判所に管轄があることは争っていない。そして、抗告人木下喬弘と抗告人忽那賢志の各訴えは、その訴えにおいて問題とする投稿がほぼ同一であり、同じく名誉毀損・名誉侵害に係るものであるため、訴訟の目的である権利が同一の事実上及び法律上の原因に基づくものといえる。そのため、相手方が認めるように、抗告人忽那賢志に係る訴えについて大阪地方裁判所の管轄が認められる以上、抗告人木下喬弘の訴えについても大阪地方裁判所に管轄が認められる(民事訴訟法3条の6、同38条)。

また、仮に、抗告人忽那賢志及び抗告人木下喬弘が大阪を本拠地とする相手方の主張(答弁書3～4頁)が認められるのであれば、抗告人2名にとって、大阪地方裁判所が便宜であり、また、不法行為の結果発生地として大阪地方裁判所の管轄地内に証拠が多数存在している蓋然性が高く審理に資する一方、相手方が抗告人忽那賢志にとって神戸地方裁判所伊丹支部と大阪地方裁判所で距離がほとんど変わらないと指摘するように(答弁書4頁)、神戸地方裁判所伊丹支部を最寄りとする相手方にとっても、大阪地方裁判所に出頭することに実質的な負担増はない。そうだと

すると、訴訟の著しい遅滞を避け、また、当事者間の衡平を図るために、神戸地方裁判所から大阪地方裁判所に移送すべきである（民事訴訟法17条）。

なお、乙第6号証を引用して、相手方は「不法行為があった地」のうちの結果発生地を被害者の住民票上の住所・居所に限定すべき旨主張するが、かかる主張は、民事訴訟法5条9号の被害者の提訴負担軽減の趣旨と、法の適用に関する通則法19条と民事訴訟法5条9号の文言の相違をいかに整合的に解釈するかという抗告人の主張に論理的に反論するものではなく、単に裸の利益衡量をするのみであり、失当である。民事訴訟法5条9号の被害者の提訴負担軽減の趣旨と、法の適用に関する通則法19条と民事訴訟法5条9号の文言の相違を整合的に解釈するためには、インターネット上の名誉毀損についての「不法行為があった地」のうちの結果発生地は被害者の居住地に限られないと解さざるを得ない。

第4 総括

以上より、相手方の反論に理由はなく、抗告人が主張するように、本件は東京裁判所にて審理されるべきことは明らかである。

以 上

こ れ は 正 本 で あ る 。

令 和 5 年 6 月 1 4 日

東 京 高 等 裁 判 所 第 9 民 事 部

裁 判 所 書 記 官 齋 藤 堯